

中小企業庁「M&A 支援機関登録制度」への登録について ～ お客さまが安心してM&Aを活用できる環境を提供 ～

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 高橋知史）は、中小企業のお客さまに安心してM&Aを活用いただけるよう、中小企業庁が定める「中小M&Aガイドライン（第2版）」に記載されている事項を遵守していることを宣言し、令和6年8月20日、中小企業庁が創設した「M&A支援機関登録制度」にM&A支援機関として登録されました。

当金庫は今後も、中小企業のお客さまが一層安心してM&Aを活用できる環境を提供するとともに、さらに中小企業の後継者不在問題に積極的に取り組み、中小企業の持続的な成長をサポートし、地域経済の発展と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

記

1. M&A支援機関登録制度の登録日

令和6年8月20日（火）

2. 「M&A支援機関登録制度」の概要

本制度は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築することを目的に中小企業庁が創設した登録制度です。「中小M&Aガイドライン」を一定の範囲で遵守している金融機関やM&A専門業者などが登録の対象となります。

3. 「中小M&Aガイドライン（第2版）」の概要

中小企業のM&Aを後押しするために中小企業庁が令和2年3月に策定したガイドラインが改訂されたもので、M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、M&A事業者等に対して、適切なM&Aのための行動指針を掲示しています。

4. 当金庫の遵守宣言

当金庫は、同ガイドラインに記載されている事項を遵守していることを宣言し、当金庫ホームページで公表しています。

<https://www.osaka-city-shinkin.co.jp/houjin/pdf/MandAguideline.pdf>

以上



本件はSDGs（持続可能な開発目標）の考えに基づいた取り組みのうち、右記の目標に寄与するものです。

